

農地中間管理機構関連予算の概要

【予算額：705億円
(補正:400億円/当初:305億)

機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【253億円】
《全額国庫補助》

- (1) 地域に対する支援 (140億円)
機構にまとめた農地を貸し付ける地域に対する支援
(地域集積協力金)
・ 地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
- (2) 個々の出し手に対する支援
 - ① 経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金) (65億円)
 - ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金) (45億円)

農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業)

【314億円】

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕
- (2) 事業費
 - ① 農地の賃料
 - ② 農地の管理・保全に要する経費 (土地改良の負担金を含む)

- ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率 (機構の貸付面積/機構の借受面積) に応じて段階的に増加するスキーム
 - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90% (当初3年間は95%)
- (3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕
 - ① 簡易整備費等
 - ② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援

《全額国庫補助》

- (1) 農地台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
- (2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

農地中間管理機構に対する予算について

1 国の助成対象経費

- | | |
|--|---|
| (1) 機構の運営・業務委託に要する経費 | → 定額補助 |
| (2) 農地の賃料 | } → 定率補助 + 農地集積奨励金（3を参照） |
| (3) 農地の管理・保全に要する経費
（機構が土地改良区から請求されるもの
（機構から未貸付の状態の間）を含む） | |
| (4) 簡易整備・耕作放棄地再生の補助残部分 | → 全国団体（公募）を通じた無利子借入で賄い、
その後の受け手の賃料上乗せ分で返済。 |

2 国費の入れ方

- (1) 機構の運営・業務委託経費（1 - (1)）については、毎年度、機構の事業見通しを踏まえて、都道府県を通じて必要額を交付（補助残については、その全額について地方交付税で手当）。
- (2) 機構が借り入れた農地の賃料、管理・保全経費（1 - (2)(3)）については、国が都道府県基金に予め国費を投入。
機構は基金により事業を実施し、年度末に3のルールに従い国費の支出額を確定（残額は都道府県が負担）。
- 次年度の国から都道府県基金への支出は、前年度に造成した基金と国費の費消額の差額を活用することを前提に、次年度の事業見通しを踏まえて必要額を基金に投入（以後、同じやり方）。

3 事業費に関する国と地方の負担

(1) 機構が借り入れた農地にかかる費用（賃料、管理・保全経費）への交付金については、都道府県に対する「定率補助」と「農地集積奨励金」の2本立てとする。

① 「定率補助」は、7割とする。

② 「農地集積奨励金」（国費100%）については、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、

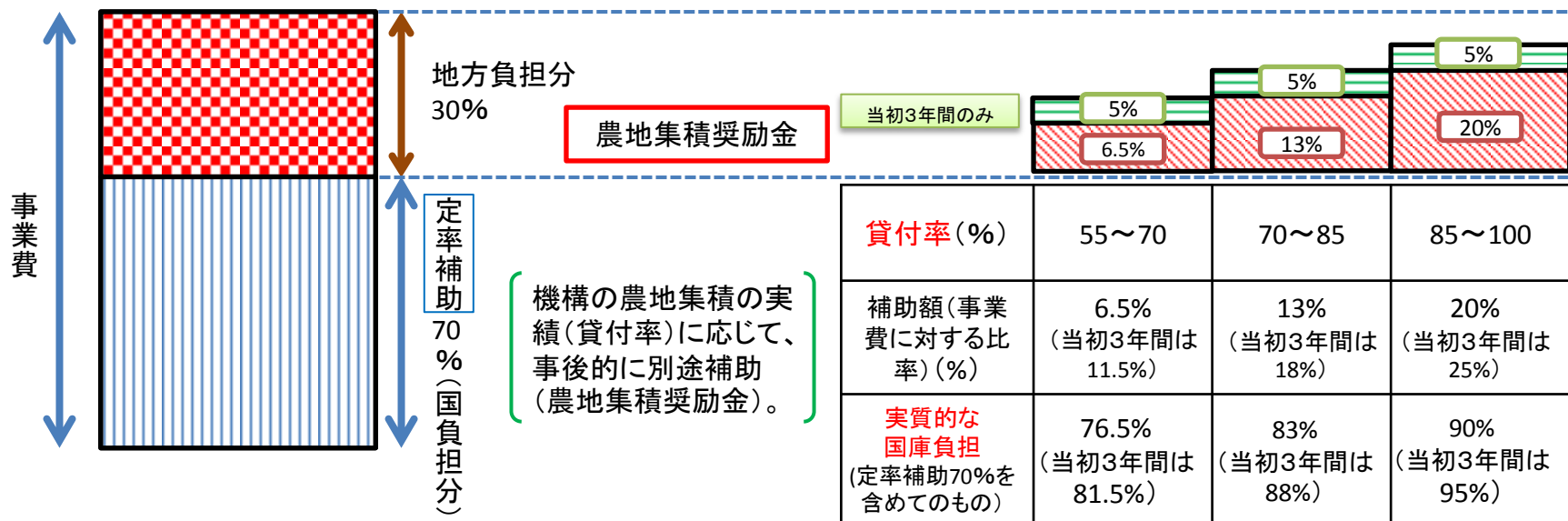
$$\text{貸付率} = \frac{\text{機構が貸し付けている農地面積（ストック面積）}}{\text{機構が借り受けている農地面積（ストック面積）}}$$

（毎年度12月末日時点の数値で判定）

に応じて段階的に増加し、最大で事業費の20%相当（当初3年間は5%嵩上げし25%）とする。

(2) この結果、**実質的な国庫負担は、最大で90%（当初3年間は95%）**となる。

(3) また、補助残については、その全額について地方交付税の手当が行われる。



農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【予算額 253億円】
(補正153億円/当初100億円)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

【140億円】

1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
※毎年度一定時点で判断

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付
(使い方は地域の判断)

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※27年度までの特別単価 (= 基本単価の2倍) (28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイア する場合の支援 (経営転換協力金)

【65億円】

1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- ・農地が機構から受け手に貸し付けられること
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3 交付単価

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2ha以下：50万円/戸

2ha超：70万円/戸

農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

【45億円】

1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3 交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価 (= 基本単価の4倍)

(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)